



2024年5月28日

各位

会社名 株式会社ジーネクスト  
代表者名 代表取締役 三ヶ尻 秀樹  
(コード番号：4179 東証グロース)  
問合せ先 代表取締役 三ヶ尻 秀樹  
(TEL. 03-5962-5170)

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬限度額、並びに取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2024年6月28日開催予定の第23期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することいたしました。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬限度額、並びに取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬について、本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と定めることについて、本株主総会に付議する予定であります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案は当該方針に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

#### 2. 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社の監査役の報酬額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を同額の年額30百万円以内と定めることについて、本株主総会に付議する予定であります。

本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200百万円以内としてご承認いただいております。また、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会において、当該報酬額の枠内で、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して支給される報酬総額を年額40百万円以内にご承認いただいております。

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額である年額200百万円の枠内にて、同額の年額40百万円以内と定めることについて、本株主総会に付議する予定であります。

なお、本議案は監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、その報酬の内容は、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度と同一の制度であり、また、独立社外役員に説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議したものであることから、相当なものであると判断しております。

本譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、当社が、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、上記譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役にその全額を現物出資財産として給付させることにより、対象取締役に對して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度です。

譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、当社取締役会で決定することとします。

当社は、2021年5月27日開催の当社取締役会において役員報酬体系の基本方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は1名となります。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において承認をいただいた年額200百万円以内及び年25,000株（注）以内とし、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定されます。

（注）当社が当社普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案のうえ、発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を合理的に調整するものいたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1. 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)
2. 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記1.のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
3. 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記1に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
4. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記3の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
5. 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
6. 上記5に規定する場合においては、当社は、上記5の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
7. 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上